

博物館登録について

博物館法における「博物館」とは。

歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（後略）。

上記の施設について、次の要件を備えていれば「博物館」として博物館登録原簿への登録を受けることができます。

1. 当該申請に係る博物館の設置者が次の（１）又は（２）に掲げる法人のいずれかに該当すること。
 - （１） 地方公共団体又は地方独立行政法人
 - （２） 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人
 - ア 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。
 - イ 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。
 - ウ 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。
2. 当該申請に係る博物館の設置者が、博物館法第１９条第１項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者でないこと。
3. 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、博物館法第３条第１項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県教育委員会の定める基準に適合するものであること。
4. 学芸員その他の職員の配置が、博物館法第３条第１項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県教育委員会の定める基準に適合するものであること。
5. 施設及び設備が、博物館法第３条第１項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県教育委員会の定める基準に適合するものであること。
6. １年を通じて１５０日以上開館すること。

登録を受けるためには、愛知県教育委員会への申請が必要です。

博物館登録の流れ

- ① 事前打合せ
登録申請に係る手続きの説明を行います。
- ② 登録要件等についての事前確認
登録要件等が備わっているか、関係書類等が整っているか等の事前確認をさせていただきます。関係書類等で補正すべき内容があれば、必要な補正を行っていただきます。
- ③ 申請書の提出
関係書類等を添えて「博物館登録申請書」を提出してください。
- ④ 形式書類審査
博物館法に照らし、書面上登録要件を満たしているかを確認します。
- ⑤ 実地調査
有識者とともに実地調査を実施します。
- ⑥ 登録の可否の決定
有識者の意見等を参考に博物館登録の可否を決定します。
- ⑦ 愛知県公式 Web サイト等で公表
- ⑧ 通知